

平成25年度

宮崎県における中小企業の労働事情

－中小企業労働事情実態調査報告書－

宮崎県中小企業団体中央会

はじめに

我が国経済は、アベノミクス効果や米国経済の回復等により、デフレ経済からの脱却に期待が高まっているものの、中小企業においては、緊急経済対策や成長戦略による景気回復の実感に乏しく、原材料高・燃料高、4月からの消費税引上げなど依然として先行き不透明な状況が続いております。

また、県内においても、公共工事の増加や太陽光発電施設の建設、消費税増税前の住宅の駆け込み着工等により、建設業など一部において持直しの動きが見られますが、原材料高等によるコストの増大や個人消費の低迷が続くなど、中小企業者は、依然として厳しい経営環境にあります。

また、雇用面においては、有効求人倍率は、0.86倍（H25.12）と緩やかな回復傾向にありますが、全国平均1.03倍（H25.12）と比較すると隔りがあり、また、業種間のバラツキも見られます。

そのような中で、本会では、毎年県内中小企業における労働事情を的確に把握するため、関係組合及び調査対象事業所の皆様の御協力の下で「中小企業労働事情実態調査」を実施しており、本年度も報告書を取りまとめました。

本報告書を、県内中小企業の労働事情の現状把握と労働環境の改善にお役立ていただければ幸いです。

最後に、本調査の実施に御協力いただきました関係組合並びに調査対象事業所の皆様方に厚くお礼申し上げますとともに、今後とも一層の御協力を賜りますようお願いいたします。

平成26年2月

宮崎県中小企業団体中央会

目 次

I 調査の概要	
1 調査の目的	1
2 調査機関	1
3 調査実施方法	1
(1) 調査方法	1
(2) 調査対象の選定	1
(3) 調査対象事業所数	1
(4) 調査内容	1
(5) 調査時点	1
II 回答事業所の概要	
1 調査票の回収状況	2
2 回答事業所の内訳	2
III 調査結果の概要	
1 従業員について	3
2 労働組合の有無	3
3 経営について	
(1) 経営状況	4
(2) 主要事業の今後の方針	6
(3) 経営上の障害	8
(4) 経営上の強み	9
4 従業員の労働時間について	
(1) 週所定労働時間	10
(2) 月平均残業時間	10
(3) 時間外労働（残業・休日労働）	11
(4) 時間外労働削減の取り組み	13

5 従業員の有給休暇について	
(1) 年次有給休暇の平均付与日数・取得日数	13
6 新規学卒者の採用について	
(1) 平成25年3月の新規学卒者の採用人数及び初任給	15
(2) 平成26年3月の新規学卒者の採用計画	16
7 高年齢者の雇用について	
(1) 高年齢者雇用の有無	17
(2) 高年齢者の雇用人数	18
(3) 高年齢者の雇用の経緯	19
(4) 高年齢者の労働条件の変化	19
8 賃金改定について	
(1) 賃金改定の実施状況	23
(2) 平均昇給額・昇給率	24

《参考》平成25年度中小企業労働事情実態調査票

I 調査の概要

1 調査の目的

この調査は、宮崎県内の中小企業における労働事情を的確に把握し、適正な中小企業労働対策の樹立、並びに時宜を得た宮崎県中小企業団体中央会の労働支援方針の策定に資することを目的とする。

2 調査機関

宮崎県中小企業団体中央会

3 調査実施方法

(1) 調査方法

郵便調査（各都道府県中央会による全国一斉調査）

(2) 調査対象の選定

対象業種は、製造業は9業種（食料品、繊維工業、木材・木製品、印刷・同関連、窯業・土石、化学工業、金属・同製品、機械器具、その他）、非製造業は6業種（情報通信業、運輸業、建設業、卸売業、小売業、サービス業）の15業種とし、規模別には、それぞれ従業員数に応じ1～9人、10～29人、30～99人、100～300人の4段階に分類して、調査対象とした。

(3) 調査対象事業所数

800事業所（製造業300事業所、非製造業500事業所）

(4) 調査内容

- ① 経営に関する事項
- ② 労働時間に関する事項
- ③ 有給休暇に関する事項
- ④ 新規学卒者の採用に関する事項
- ⑤ 高年齢者の雇用に関する事項
- ⑥ 賃金改定に関する事項

(5) 調査時点

平成25年7月1日現在

II 回答事業所の概要

1 調査票の回収状況

調査対象800事業所のうち、有効回答数は、製造業と非製造業を合わせて490事業所で、回収率は、61.3%であった。

図表1 <実態調査回収率>

	製造業	非製造業	計
配布数	300	500	800
回答数	123	367	490
回収率	41.0%	73.4%	61.3%

2 回答事業所の内訳

規模別にみると、従業員「1～9人」は217事業所、「10～29人」は172事業所、「30～99人」は81事業所、「100～300人」は20事業所となっている。

図表2 <回答事業所数の内訳>

(単位：事業所)

		1～9人	10～29人	30～99人	100～300人	計	構成比率
製造業	食料品	6	3	4	-	13	2.7%
	繊維工業	-	-	-	-	-	-
	木材・木製品	14	17	8	4	43	8.8%
	印刷・同関連	-	3	-	-	3	0.6%
	窯業・土石	4	25	3	-	32	6.5%
	化学工業	3	1	-	-	4	0.8%
	金属・同製品	8	8	5	-	21	4.3%
	機械器具	-	-	1	-	1	0.2%
	その他	1	5	-	-	6	1.2%
小計	36	62	21	4	123	25.1%	
非製造業	情報通信業	-	-	-	-	-	-
	運輸業	2	8	15	4	29	5.9%
	建設業	95	65	19	5	184	37.6%
	卸売業	6	14	10	1	31	6.3%
	小売業	26	5	3	-	34	6.9%
	サービス業	52	18	13	6	89	18.2%
小計	181	110	60	16	367	74.9%	
合計	217	172	81	20	490	100.0%	
構成比率	44.3%	35.1%	16.5%	4.1%	100.0%		

III 調査結果の概要

1 従業員について

従業員数の雇用形態は、回答486事業所、総従業員数11,667人(1事業所当たり平均労働者数24.0人)で、男女別にみると、男性9,064人(77.7%)、女性2,603人(22.3%)となっている。

図表3 <従業員数(男女別)>

	正社員		パートタイマー		派遣		嘱託・契約社員		その他	
宮崎県計	9,386	80.4%	1,359	11.6%	66	0.6%	439	3.8%	417	3.6%
男性	7,889	87.0%	442	4.9%	49	0.5%	395	4.4%	289	3.2%
女性	1,497	57.5%	917	35.2%	17	0.7%	44	1.7%	128	4.9%

常用労働者数は、11,310人(1事業所当たり平均常用労働者数23.1人)で、男女別にみると、男性は78.4%、女性は21.6%となっている。全国では、男性71.0%、女性29.0%となっており、宮崎県は男性の割合が全国平均を上回っている。

図表4 <常用労働者数(業種別)>

	男性		女性		実数合計	
宮崎県計	8,872	78.4%	2,438	21.6%	11,310	100.0%
製造業	2,285	81.8%	510	18.2%	2,795	100.0%
非製造業	6,587	77.4%	1,928	22.6%	8,515	100.0%

2 労働組合の有無

労働組合が「ある」事業所は6.7%となっている。業種別にみると、製造業では4.9%、非製造業では7.4%となっており、非製造業の組織率の方が高い。

図表5 <労働組合の有無(業種別)>

	ある	ない
宮崎県計	6.7%	93.3%
製造業	4.9%	95.1%
非製造業	7.4%	92.6%

また、規模別にみると、労働組合がある事業所は、「100～300人」は25.0%、「30～99人」は16.0%、「10～29人」は3.5%で、従業員規模の大きさに比例して組織率が高くなっている。

図表6 <労働組合の有無(規模別)>

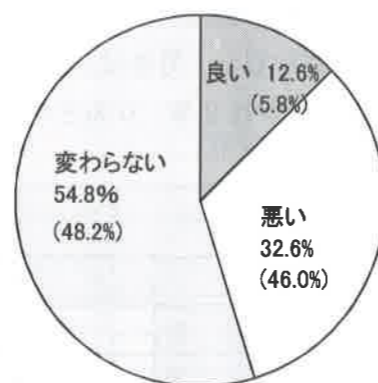
	ある	ない
宮崎県計	6.7%	93.3%
1～9人	4.1%	95.9%
10～29人	3.5%	96.5%
30～99人	16.0%	84.0%
100～300人	25.0%	75.0%

3 経営について

(1) 経営状況

現在の経営状況は、1年前と比べて「良い」と回答した事業所は12.6%で、前年度の5.8%と比べると、6.8ポイント増加している。「悪い」と回答した事業所は32.6%で、前年度46.0%と比べ、13.4ポイント減少し、改善に向かっていることが窺える。しかし、「変わらない」と回答した事業所が54.8%を占め、安心できない状況が続いている。

図表7



()内は前年度

規模別でみると、「良い」が12.6%、「変わらない」が54.8%、「悪い」が32.6%となっており、全国平均とほぼ同じ傾向となっている。

業種別でみると、製造業では、「良い」割合が高い業種は金属・同製品33.3%、木材・木製品23.8%、窯業・土石18.8%の順、「悪い」割合が高いのは、機械器具100%、食料品66.7%、化学工業50.0%、その他50.0%の順となっている。非製造業では、「良い」割合が高いのは運輸業17.2%、サービス業11.6%、卸売業9.7%の順、「悪い」割合が高いのは、サービス業45.3%、小売業35.3%、運輸業31.0%の順となっている。

図表8

<経営状況・景況判断(規模別・業種別)>

(上段:事業所数、下段:%)

		事業所数	良い	変わらない	悪い
全	国	18,982	2,420	9,789	6,773
		100.0	12.7	51.6	35.7
宮崎県計		485	61	266	158
		100.0	12.6	54.8	32.6
製造業	1～9人	213	17	111	85
		100.0	8.0	52.1	39.9
	10～29人	172	23	98	51
		100.0	13.4	57.0	29.7
	30～99人	80	16	47	17
	100.0	20.0	58.8	21.3	
製造業	100～300人	20	5	10	5
		100.0	25.0	50.0	25.0
	食料品	12	1	3	8
		100.0	8.3	25.0	66.7
	繊維・同製品	-	-	-	-
製造業	木材・木製品	42	10	23	9
		100.0	23.8	54.8	21.4
	印刷・同関連	3	-	2	1
		100.0	-	66.7	33.3
	窯業・土石	32	6	20	6
	100.0	18.8	62.5	18.8	
製造業	化学工業	4	-	2	2
		100.0	-	50.0	50.0
	金属・同製品	21	7	7	7
		100.0	33.3	33.3	33.3
	機械器具	1	-	-	1
	100.0	-	-	100.0	
製造業	その他	6	1	2	3
		100.0	16.7	33.3	50.0
	小計	121	25	59	37
		100.0	20.7	48.8	30.6
	情報通信業	-	-	-	-
非製造業	運輸業	29	5	15	9
		100.0	17.2	51.7	31.0
	建設業	184	17	113	54
		100.0	9.2	61.4	29.3
	卸売業	31	3	21	7
	100.0	9.7	67.7	22.6	
非製造業	小売業	34	1	21	12
		100.0	2.9	61.8	35.3
	サービス業	86	10	37	39
		100.0	11.6	43.0	45.3
	小計	364	36	207	121
	100.0	9.9	56.9	33.2	

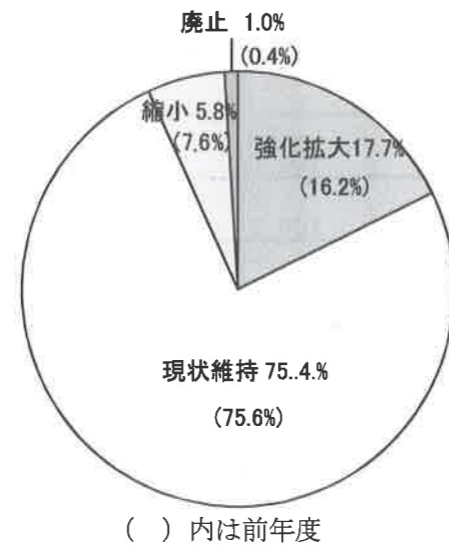
(2) 主要事業の今後の方針

現在行っている主要事業の今後の方針については、「現状維持」が75.4%と最も多く、昨年(75.6%)より0.2ポイント減少している。次いで「強化拡大」が17.7%で昨年(16.2%)より1.5ポイント増加となっている。また、「縮小」は5.8%で昨年(7.6%)より1.8ポイント減少している。今後の動向も「現状維持」で見守る意識が強くなっていることが窺える。

規模別にみると、「現状維持」と回答したのは、「1~9人」では79.1%、「10~29人」では79.4%、「30~99人」では60.8%、「100~300人」では57.9%の順で、企業規模が小さいほどその意識が高いことが窺える。

業種別にみると、「現状維持」と回答した事業所は、製造業では66.4%、非製造業では78.4%と、非製造業が高くなっている。

図表9



図表10

<主要事業の今後の方針(規模別・業種別)>

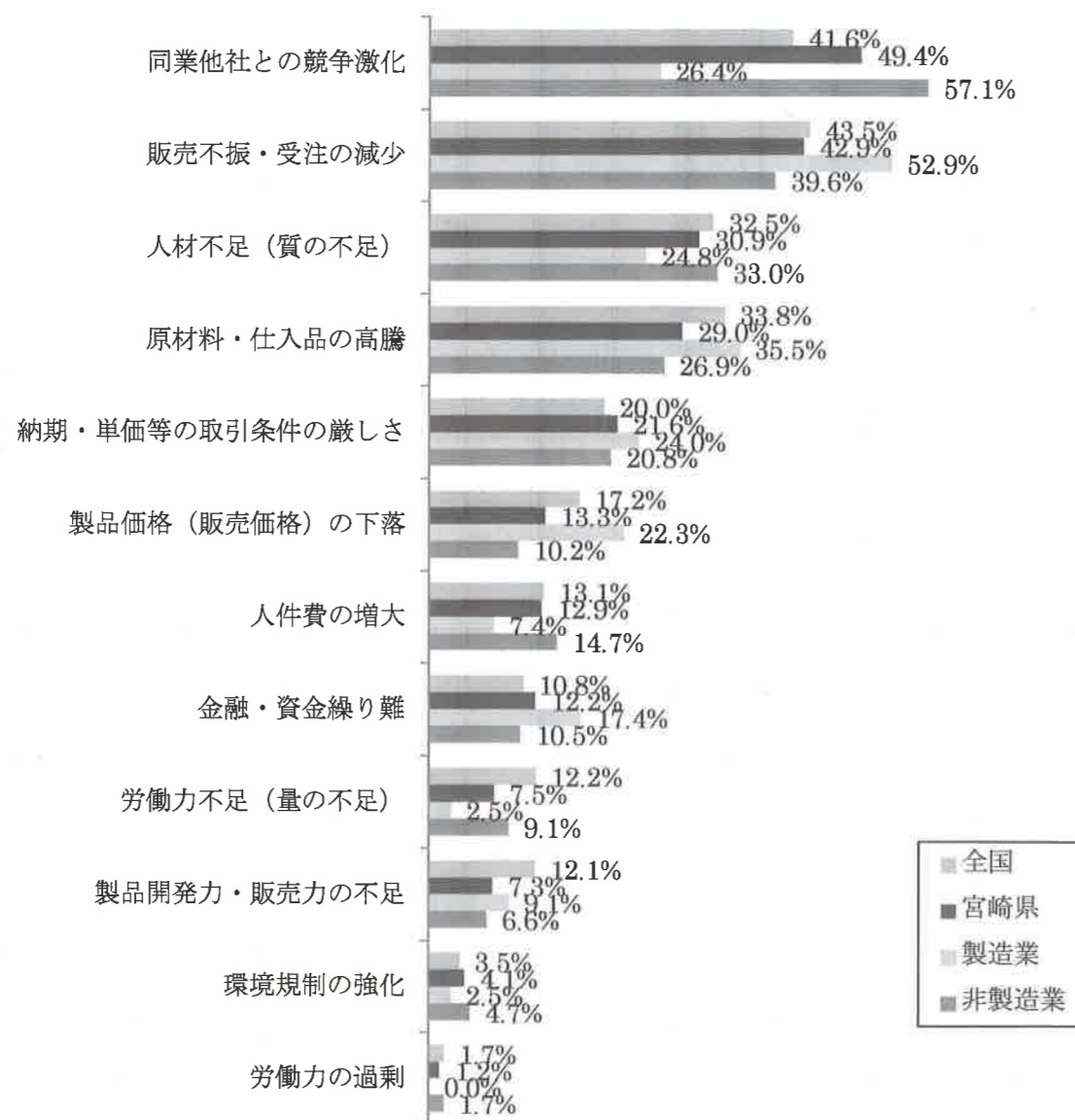
(上段:事業所数、下段:%)

		事業所数	強化拡大	現状維持	縮小	廃止	その他
全 国		18,862	5,016	12,670	940	154	82
		100.0	26.6	67.2	5.0	0.8	0.4
宮 崎 県 計		479	85	361	28	5	-
		100.0	17.7	75.4	5.8	1.0	-
製 造 業	1 ~ 9人	211	22	167	17	5	-
		100.0	10.4	79.1	8.1	2.4	-
	10 ~ 29人	170	26	135	9	-	-
		100.0	15.3	79.4	5.3	-	-
	30 ~ 99人	79	29	48	2	-	-
		100.0	36.7	60.8	2.5	-	-
	100~300人	19	8	11	-	-	-
		100.0	42.1	57.9	-	-	-
	食 料 品	13	6	6	1	-	-
		100.0	46.2	46.2	7.7	-	-
	織 維 工 業	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-
木 材 ・ 木 製 品	43	11	29	2	1	-	
	100.0	25.6	67.4	4.7	2.3	-	
印 刷 ・ 同 関 連	3	1	2	-	-	-	
	100.0	33.3	66.7	-	-	-	
窯 業 ・ 土 石	31	-	28	3	-	-	
	100.0	-	90.3	9.7	-	-	
化 学 工 業	4	2	1	1	-	-	
	100.0	50.0	25.0	25.0	-	-	
金 属 ・ 同 製 品	21	6	12	3	-	-	
	100.0	28.6	57.1	14.3	-	-	
機 械 器 具	1	1	-	-	-	-	
	100.0	100.0	-	-	-	-	
そ の 他	6	2	3	1	-	-	
	100.0	33.3	50.0	16.7	-	-	
小 計	122	29	81	11	1	-	
	100.0	23.8	66.4	9.0	0.8	-	
非 製 造 業	情 報 通 信 業	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-
	運 輸 業	28	3	24	1	-	-
		100.0	10.7	85.7	3.6	-	-
	建 設 業	180	22	144	10	4	-
		100.0	12.2	80.0	5.6	2.2	-
	卸 売 業	30	7	23	-	-	-
	100.0	23.3	76.7	-	-	-	
小 売 業	33	3	29	1	-	-	
	100.0	9.1	87.9	3.0	-	-	
サ ー ビ ス 業	86	21	60	5	-	-	
	100.0	24.4	69.8	5.8	-	-	
小 計	357	56	280	17	4	-	
	100.0	15.7	78.4	4.8	1.1	-	

(3) 経営上の障害 (3項目以内複数回答)

県全体では、「同業他社との競争激化」が49.4%、次いで「販売不振・受注の減少」42.9%、「人材不足(質の不足)」30.9%、「原材料・仕入品の高騰」29.0%となっている。特に「販売不振・受注の減少」と「同業他社との競争激化」は経営上の障害になっている。業種別にみると、製造業は、「販売不振・受注の減少」が52.9%と最も多く、非製造業は、「同業他社との競争激化」が57.1%と最も多い。

図表11 <経営上の障害(業種別)>



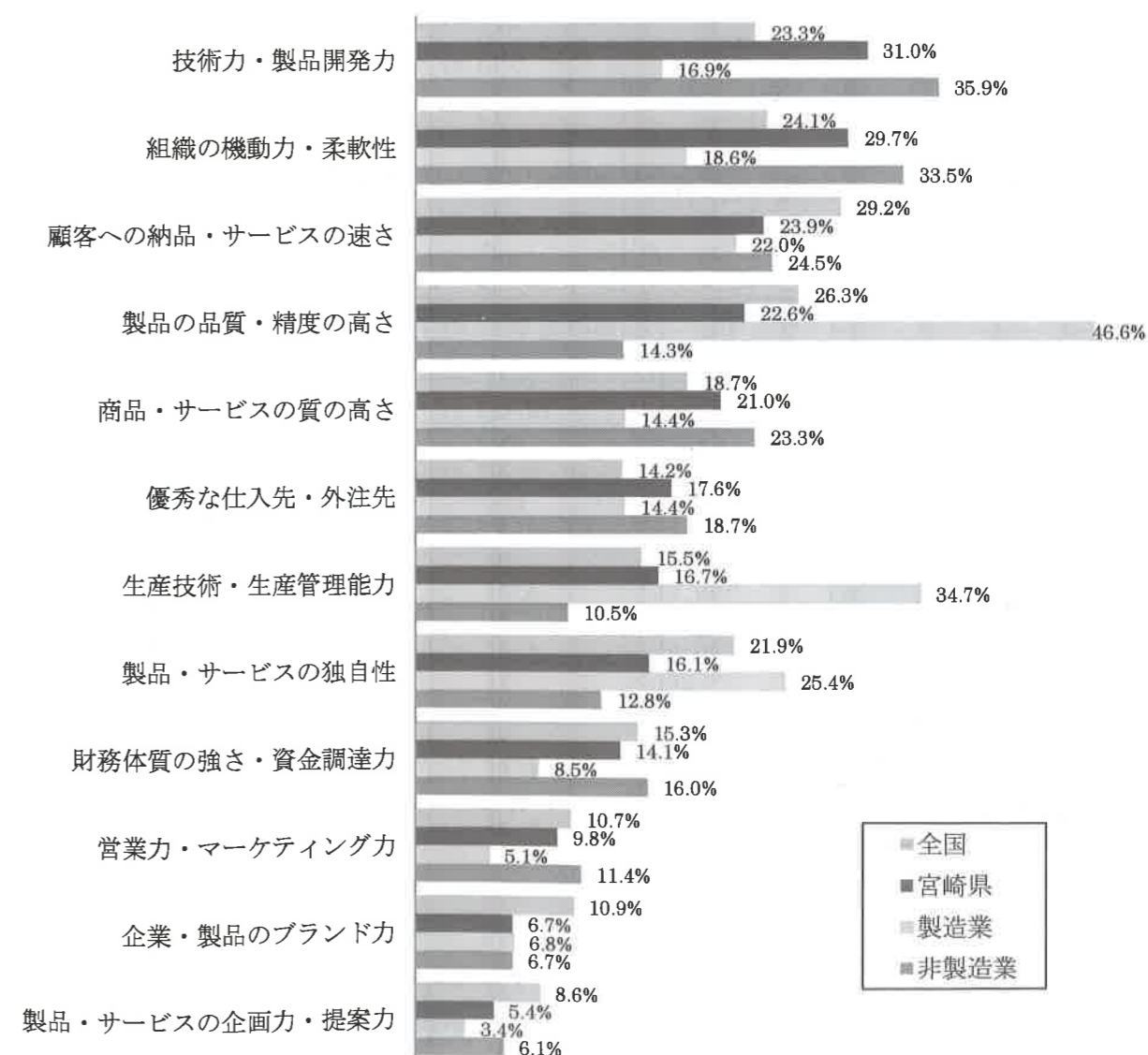
(4) 経営上の強み (3項目以内複数回答)

県全体では、「技術力・製品開発力」が31.0%と最も多く、次いで「組織の機動力・柔軟性」が29.7%、「顧客への納品・サービスの速さ」23.9%の順となっている。

業種別にみると、製造業では「製品の品質・精度の高さ」が46.6%と最も多く、一番の強みとなっている。次いで「生産技術・生産管理能力」34.7%、「製品・サービスの独自性」25.4%、「顧客への納品・サービスの速さ」22.0%と続いている。

非製造業では、「技術力・製品開発力」が35.9%と最も多く、次いで「組織の機動力・柔軟性」33.5%、「顧客への納品・サービスの速さ」24.5%、「商品・サービスの質の高さ」23.3%の順となっている。

図表12 <経営上の強み(業種別)>



4 従業員の労働時間について

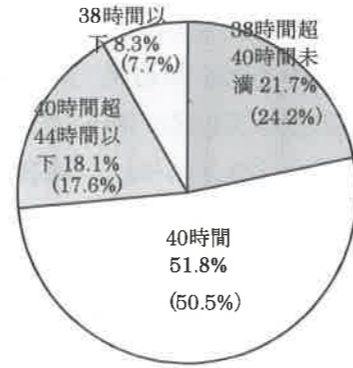
(1) 週所定労働時間

週所定労働時間は、「38時間以下」が8.3%、「38時間超40時間未満」が21.7%、「40時間」が51.8%で、労働基準法で規定される「週40時間以下」の事業所は81.8%（前年度82.4%）と0.6ポイント減少している。

規模別では、「40時間超44時間以下」と回答したのは、規模が小さい事業所ほど割合が高く、「1～9人」が27.1%、「10～29人」が13.6%、「30～99人」が6.5%となっている。

業種別では、製造業、非製造業とも「40時間」と回答した事業所が多かった。「40時間超44時間以下」と回答したのは、製造業は17.4%、非製造業は18.4%と、非製造業の方が未達成の割合が高かった。

図表13



() 内は前年度

図表14 <従業員の週所定労働時間（規模別・業種別）>

(上段：事業所数、下段：%)

	事業所数	38時間以下	38時間超 40時間未満	40時間	40時間超 44時間以下
全 国	18,710	2,244	5,053	9,018	2,395
	100.0	12.0	27.0	48.2	12.8
宮 崎 県 計	469	39	102	243	85
	100.0	8.3	21.7	51.8	18.1
1～9人	203	25	36	87	55
	100.0	12.5	17.7	42.9	27.1
10～29人	169	8	39	99	23
	100.0	4.7	23.1	58.6	13.6
30～99人	77	5	18	49	5
	100.0	6.5	23.4	63.6	6.5
100～300人	20	1	9	8	2
	100.0	5.0	45.0	40.0	10.0
製 造 業 計	121	8	29	63	21
	100.0	6.6	24.0	52.1	17.4
非 製 造 業 計	348	31	73	180	64
	100.0	8.9	21.0	51.7	18.4

(2) 月平均残業時間

従業員1人当たりの月平均残業時間は、「10時間未満」が30.1%で最も多く、次いで「残業なし」が28.6%、「10～20時間未満」が18.6%の順になっている。

業種別でみると、製造業は、「10時間未満」が33.1%で最も多く、次いで「10～20時間未満」が26.3%となっている。非製造業は、「残業なし」が最も多く30.8%、次いで「10時間未満」が29.1%となっている。

図表15 <月平均残業時間（従業員1人当たり）（業種別）>

(上段：事業所数、下段：%)

	事業所数	0時間	1～10時間 未満	10～20時間 未満	20～30時間 未満	30～50時間 未満	50時間 以上
全 国	18,405	5,216	5,002	3,705	2,382	1,789	311
	100.0	28.3	27.2	20.1	12.9	9.7	1.7
宮 崎 県 計	469	134	141	87	58	46	3
	100.0	28.6	30.1	18.6	12.4	9.8	0.6
製 造 業	食 料 品	11	2	2	4	3	-
		100.0	18.2	18.2	36.4	27.3	-
	織 維 工 業	-	-	-	-	-	-
	木 材 ・ 木 製 品	41	19	9	6	4	3
		100.0	46.3	22.0	14.6	9.8	7.3
	印 刷 ・ 同 関 連	3	1	1	1	-	-
		100.0	33.3	33.3	33.3	-	-
	窯 業 ・ 土 石	32	1	15	11	4	1
		100.0	3.1	46.9	34.4	12.5	3.1
	化 学 工 業	4	1	1	-	1	1
	100.0	25.0	25.0	-	25.0	25.0	
業	金 属 ・ 同 製 品	20	2	7	7	2	2
		100.0	10.0	35.0	35.0	10.0	10.0
	機 械 器 具	1	-	-	-	-	1
		100.0	-	-	-	-	100.0
そ の 他	6	-	4	2	-	-	
	100.0	-	66.7	33.3	-	-	
小 計	118	26	39	31	14	8	
	100.0	22.0	33.1	26.3	11.9	6.8	
非 製 造 業	情 報 通 信 業	-	-	-	-	-	-
	運 輸 業	26	2	3	1	7	11
		100.0	7.7	11.5	3.8	26.9	42.3
	建 設 業	177	51	65	33	19	8
		100.0	28.8	36.7	18.6	10.7	4.5
	卸 売 業	30	5	9	6	4	6
		100.0	16.7	30.0	20.0	13.3	20.0
小 売 業	33	18	8	1	3	3	
	100.0	54.5	24.2	3.0	9.1	9.1	
サ ー ビ ス 業	85	32	17	15	11	10	
	100.0	37.6	20.0	17.6	12.9	11.8	
小 計	351	108	102	56	44	38	
	100.0	30.8	29.1	16.0	12.5	10.8	

(3) 時間外労働（残業・休日労働）

時間外労働が45時間を超える人がいる月は、「全くない」が58.0%と最も多く過半数を占め、次いで「ごくまれにある」が28.1%となっている。

業種別にみても、「全くない」が製造業55.1%、非製造業59.0%と最も多くなっている。

時間外労働が60時間を超える人がいる月は、45時間を超える人がいる月と同様に、「全くない」が85.5%と最も多く、次いで「ごくまれにある」が10.2%となっている。

業種別にみても、「全くない」が製造業87.8%、非製造業84.7%と同様に大半を占めている。

図表16

<45時間を超える人がいる月>

(上段：事業所数、下段：%)

	事業所数	ほぼ毎月	3ヶ月に1回程度	ごくまれにある	全くない
全 国	18,066 100.0	2,042 11.3	1,811 10.0	4,750 26.3	9,463 52.4
宮 崎 県 計	469 100.0	37 7.9	28 6.0	132 28.1	272 58.0
1～9人	204 100.0	2 1.0	8 3.9	47 23.0	147 72.1
10～29人	168 100.0	12 7.1	10 6.0	51 30.4	95 56.5
30～99人	78 100.0	18 23.1	8 10.3	29 37.2	23 29.5
100～300人	19 100.0	5 26.3	2 10.5	5 26.3	7 36.8
製 造 業 計	118 100.0	9 7.6	10 8.5	34 28.8	65 55.1
非 製 造 業 計	351 100.0	28 8.0	18 5.1	98 27.9	207 59.0

図表17

<60時間を超える人がいる月>

(上段：事業所数、下段：%)

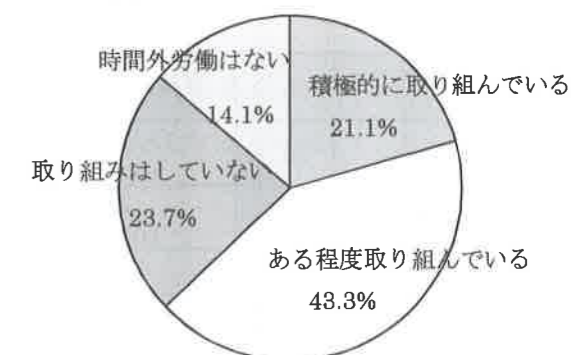
	事業所数	ほぼ毎月	3ヶ月に1回程度	ごくまれにある	全くない
全 国	17,248 100.0	820 4.8	806 4.7	2,779 16.1	12,843 74.5
宮 崎 県 計	461 100.0	9 2.0	11 2.4	47 10.2	394 85.5
1～9人	199 100.0	1 0.5	-	5 2.5	193 97.0
10～29人	166 100.0	2 1.2	4 2.4	15 9.0	145 87.3
30～99人	77 100.0	4 5.2	7 9.1	22 28.6	44 57.1
100～300人	19 100.0	2 10.5	-	5 26.3	12 63.2
製 造 業 計	115 100.0	1 0.9	6 5.2	7 6.1	101 87.8
非 製 造 業 計	346 100.0	8 2.3	5 1.4	40 11.6	293 84.7

(4) 時間外労働削減の取り組み

「ある程度取り組んでいる」が最も多く43.3%、「積極的に取り組んでいる」が21.1%と過半数の事業所が時間外労働削減に取り組んでいる。しかし、「取り組みをしていない」と回答した事業所が23.7%もあった。

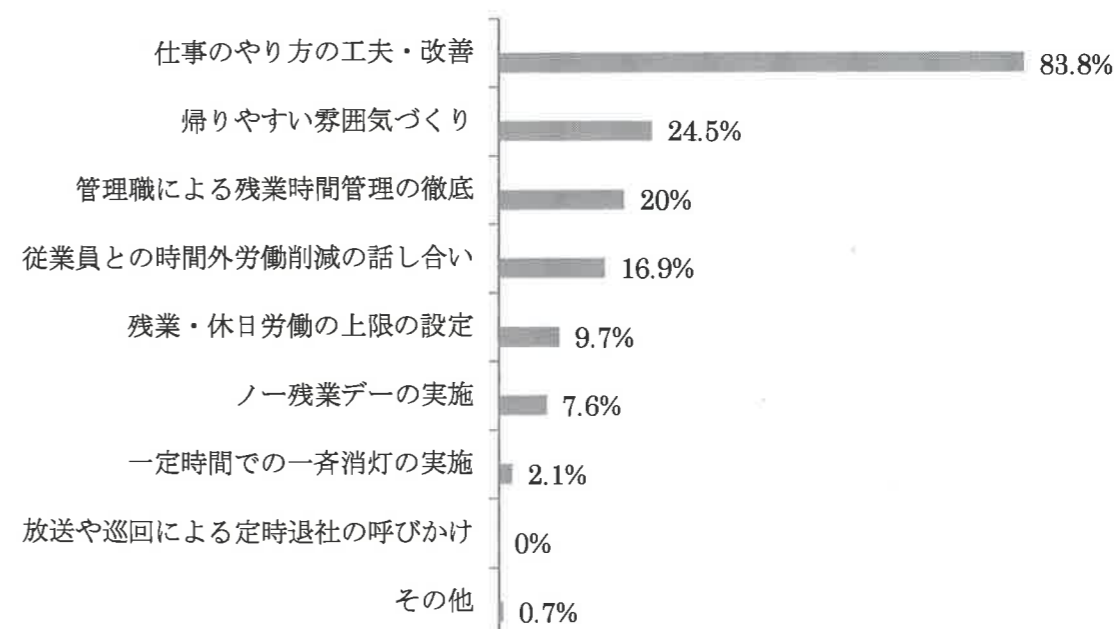
時間外労働の削減策としては、「仕事のやり方の工夫・改善」が83.8%と最も多かった。

図表18



図表19

<時間外労働削減策>



5 従業員の有給休暇について

(1) 年次有給休暇の平均付与日数・取得日数

従業員1人当たりの年次有給休暇の平均付与日数は、「15～20日未満」の事業所が39.6%と最も多く、次いで「20～25日未満」が23.4%、「10～15日未満」20.6%の順となっている。

また、有給休暇の付与日数が10日以上のある事業所は、全体の86.1%に及んでいる。

図表 2 0 <年次有給休暇の平均付与日数（従業員 1 人当たり）（規模別）>

（上段：事業所数、下段：％）

	事業所数	10日未満	10～15日 未満	15～20日 未満	20～25日 未満	25日以上
全 国	15,511	1,417	3,389	7,041	3,342	322
	100.0	9.1	21.8	45.4	21.5	2.1
宮 崎 県 計	359	50	74	142	84	9
	100.0	13.9	20.6	39.6	23.4	2.5
1～ 9人	123	30	35	18	38	2
	100.0	24.4	28.5	14.6	30.9	1.6
10～ 29人	144	18	24	64	35	3
	100.0	12.5	16.7	44.4	24.3	2.1
30～ 99人	74	2	10	49	9	4
	100.0	2.7	13.5	66.2	12.2	5.4
100～300人	18	-	5	11	2	-
	100.0	-	27.8	61.1	11.1	-

年次有給休暇の平均取得日数は、「5～10日未満」の事業所が34.3％と最も多く、次いで「5日未満」の事業所が30.4％、「10～15日未満」が24.2％の順となっている。

有給休暇の取得日数が10日未満の事業所は、全体の64.7％と非常に高い割合を占めている。

なお、年次有給休暇の平均取得率（有給付与日数の内、有給休暇を取得した割合）は、「70～100％」の事業所が33.1％と最も多く、次いで「50～70％未満」が20.6％、「30～50％未満」が18.9％の順となっている。

図表 2 1 <年次有給休暇の平均取得日数（従業員 1 人当たり）（規模別）>

（上段：事業所数、下段：％）

	事業所数	5日未満	5～10日 未満	10～15日 未満	15～20日 未満	20日以上
全 国	15,511	4,495	5,993	3,749	884	390
	100.0	29.0	38.6	24.2	5.7	2.5
宮 崎 県 計	359	109	123	87	23	17
	100.0	30.4	34.3	24.2	6.4	4.7
1～ 9人	123	35	39	33	7	9
	100.0	28.5	31.7	26.8	5.7	7.3
10～ 29人	144	44	48	32	14	6
	100.0	30.6	33.3	22.2	9.7	4.2
30～ 99人	74	26	26	19	1	2
	100.0	35.1	35.1	25.7	1.4	2.7
100～300人	18	4	10	3	1	-
	100.0	22.2	55.6	16.7	5.6	-

6 新規学卒者の採用について

(1) 平成 2 5 年 3 月の新規学卒者の採用人数及び初任給

新規学卒者の採用状況は、学歴別にみると「高校卒」が62人と最も多く、次いで「専門学校卒」11人、「大学卒」10人「短大卒（含高専）」2人となっている。

①高校卒

高校卒業者の平均初任給（単純平均）は、技術系152,224円、事務系134,600円で、技術系の方が17,624円高くなっている。前年度より技術系は4,714円引き上げられ、事務系は4,443円引き下げられている。

業種別では、製造業の技術系が高い。

②専門学校卒

専門学校卒業者の平均初任給（単純平均）は、技術系168,520円、事務系は、採用がなかった。前年度より技術系は19,353円引き上げられている。

③短大（含高専）卒

短大（含高専）卒業者の平均初任給（単純平均）は、技術系は採用がなく、事務系は、165,000円となっている。

④大学卒

大学卒業者の平均初任給（単純平均）は、技術系177,720円、事務系175,125円で技術系の方が2,595円高くなっている。前年度より技術系は6,463円引き下げられ、事務系は22,625円引き上げられている。

業種別では、製造業の技術系が高い。

図表 2 2 <平成 2 5 年 3 月新規学卒者の採用人数内訳>

（単位：人）

	高校卒		専門学校卒		短大(含高専)卒		大学卒	
	技術系	事務系	技術系	事務系	技術系	事務系	技術系	事務系
新規学卒者採用予定人数	59	8	11	-	-	2	10	4
新規学卒者採用人数	56	6	11	-	-	2	6	4
1人～ 9人	3	-	2	-	-	-	-	-
10人～ 29人	4	-	5	-	-	-	-	-
30人～ 99人	15	4	1	-	-	1	1	3
100人～300人	34	2	3	-	-	1	5	1
製 造 業	13	2	2	-	-	1	1	-
非 製 造 業	43	4	9	-	-	1	5	4

図表 2 3

<新規学卒者の初任給(単純平均)>

(単位:円)

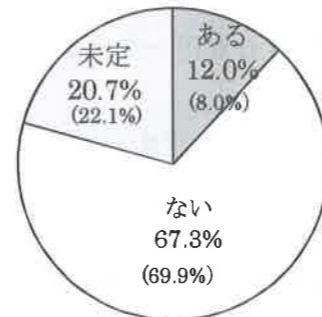
		平成25年度			平成24年度		
		単純平均	製造業	非製造業	単純平均	製造業	非製造業
高校卒	技術系	152,224	153,170	151,925	147,510	155,508	142,369
	事務系	134,600	134,000	135,000	139,043	145,253	132,833
専門学校卒	技術系	168,520	165,790	169,203	149,167	152,500	147,500
	事務系	-	-	-	156,500	-	156,500
短大(含高専)卒	技術系	-	-	-	-	-	-
	事務系	165,000	150,000	180,000	-	-	-
大学卒	技術系	177,720	194,000	173,650	184,183	167,500	190,857
	事務系	175,125	-	175,125	152,500	-	152,500

(2) 平成26年3月の新規学卒者の採用計画

平成26年度に新規学卒者の採用計画が「ある」事業所は全体の12.0%(昨年8.0%)で、「ない」事業所は67.3%(昨年69.9%)、「未定」の事業所は20.7%(昨年22.1%)となっており、依然厳しい状況にあることが窺える。

また、採用計画人数については、回答のあった事業所で合計133人(昨年81人)となっている。

図表 2 4



() 内は前年度

図表 2 5

<新規学卒者の採用予定人数(規模別・業種別)>

(単位:人)

	採用計画人数(人)			
	高校卒	専門学校卒	短大(高専)卒	大学卒
全 国	4,426	1319	570	3,661
宮崎県計	74	19	1	39
1人~9人	7	4	-	-
10人~29人	21	10	1	4
30人~99人	15	4	-	22
100人~300人	31	1	-	13
製 造 業	20	2	-	7
非製造業	54	17	1	32

7 高年齢者の雇用について

(1) 高年齢者雇用の有無

60歳以上の高年齢者の雇用については、「雇用している」が69.1%、「雇用していない」が30.9%となっている。

業種別では、「雇用している」は製造業で79.5%、非製造業で65.6%と製造業が13.9ポイント上回っている。

規模別では、規模が大きいほど、60歳以上の高年齢者を雇用する傾向がみられる。

図表 2 6

<高年齢者の雇用の有無>

(上段:事業所、下段:%)

	事業所数	雇用している	雇用していない
全 国	18,924	14,274	4,650
	100.0	75.4	24.6
宮 崎 県 計	482	333	149
	100.0	69.1	30.9
1~9人	209	100	109
	100.0	47.8	52.2
10~29人	172	134	38
	100.0	77.9	22.1
30~99人	81	79	2
	100.0	97.5	2.5
100~300人	20	20	-
	100.0	100.0	-
製 造 業 計	122	97	25
	100.0	79.5	20.5
非製造業計	360	236	124
	100.0	65.6	34.4

(2) 高齢者の雇用人数

高齢者の雇用人数をみると、329事業所中、93事業所が「1人」、次いで68事業所が「2人」、47事業所が「3人」となっているが、26事業所が「10人以上」、34事業所が「6～9人」と高齢者雇用に取り組んでいることが窺える。

図表27 <高齢者の雇用人数>

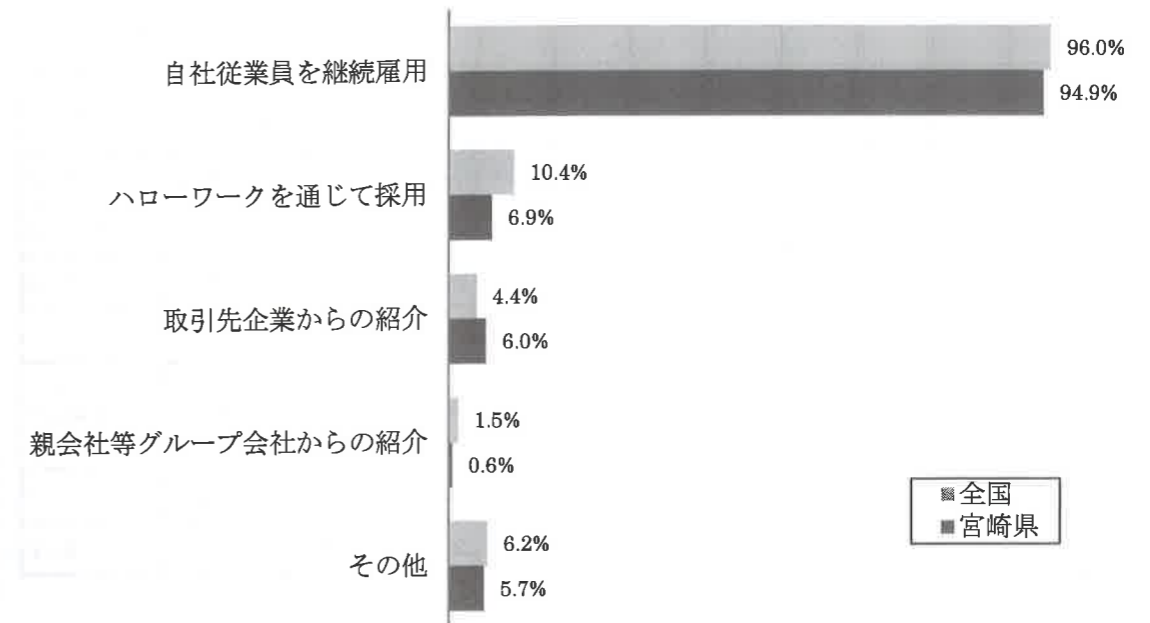
(上段：事業所、下段：%)

	事業所数	1人	2人	3人	4人	5人	6～9人	10人以上
全 国	14,133	3,480	2,803	1,916	1,344	961	1,840	1,789
	100.0	24.6	19.8	13.6	9.5	6.8	13.0	12.7
宮 崎 県 計	329	93	68	47	36	25	34	26
	100.0	28.3	20.7	14.3	10.9	7.6	10.3	7.9
1～9人	100	53	27	12	4	1	2	1
	100.0	53.0	27.0	12.0	4.0	1.0	2.0	1.0
10～29人	131	35	31	23	12	18	10	2
	100.0	26.7	23.7	17.6	9.2	13.7	7.6	1.5
30～99人	78	5	10	11	20	4	19	9
	100.0	6.4	12.8	14.1	25.6	5.1	24.4	11.5
100～300人	20	-	-	1	-	2	3	14
	100.0	-	-	5.0	-	10.0	15.0	70.0
製 造 業 計	96	23	20	20	9	12	7	5
	100.0	24.0	20.8	20.8	9.4	12.5	7.3	5.2
非製造業計	233	70	48	27	27	13	27	21
	100.0	30.0	20.6	11.6	11.6	5.6	11.6	9.0

(3) 高齢者の雇用の経緯

高齢者の採用の経緯は、「自社従業員を継続雇用」が94.9%で圧倒的に多く、全国も96.0%と同じ傾向がみられる。

図表28 <高齢者の雇用の経緯>



(4) 高齢者の労働条件の変化

①賃金の変化

高齢者の賃金は、60歳前と比べ、規模別では「変わらない」は「1～9人」50%、次いで「10～29人」47.6%、「30～99人」26.3%と規模が小さい事業所ほど変わらず、「個人による」と回答したのは、「100～300人」が57.9%、「30～99人」44.7%、「10～29人」35.5%と規模が大きい事業所ほど、賃金は「個人による」となっている。

図表29 <高齢者の賃金の変化>

(%)

	一律に下がる	変わらない	個人による
全 国	31.0	30.9	38.0
宮 崎 県 計	22.0	41.1	36.9
1～9人	22.2	50.0	27.8
10～29人	16.9	47.6	35.5
30～99人	28.9	26.3	44.7
100～300人	26.3	15.8	57.9
製 造 業 計	20.4	44.1	35.5
非製造業計	22.7	39.8	37.5

賃金の減少率

賃金の減少率は、60歳前と比べ、「20～29%」が32.3%と最も多く、次いで「30～39%」が22.6%、「10～19%」が21.0%の順になっている。

図表30 <高年齢者の賃金の減少率>

(%)

	9%以下	10～19%	20～29%	30～39%	40～49%	50%以上
全 国	3.1	12.7	26.0	30.3	20.2	7.7
宮 崎 県 計	4.8	21.0	32.3	22.6	16.1	3.2
1～9人	17.6	17.6	35.3	17.6	5.9	5.9
10～29人	-	19.0	38.1	14.3	28.6	-
30～99人	-	26.3	26.3	31.6	10.5	5.3
100～300人	-	20.0	20.0	40.0	20.0	-
製 造 業 計	5.3	21.1	36.8	26.3	10.5	-
非 製 造 業 計	4.7	20.9	30.2	20.9	18.6	4.7

②役職の変化

高年齢者の役職は、60歳前と比べ、「変わらない」が54.3%と最も多く、業種別でも、製造業が57.1%、非製造業が53.1%となっている。しかし、規模別では、「100～300人」の事業所は「個人による」が62.5%となっている。

図表31 <高年齢者の役職の変化>

(%)

	変わる	変わらない	個人による
全 国	22.2	45.2	32.6
宮 崎 県 計	14.7	54.3	30.9
1～9人	9.3	64.0	26.7
10～29人	13.7	61.5	24.8
30～99人	20.0	41.4	38.6
100～300人	25.0	12.5	62.5
製 造 業 計	13.1	57.1	29.8
非 製 造 業 計	15.5	53.1	31.4

③仕事の内容の変化

高年齢者の仕事の内容は、60歳前と比べ、「変わらない」が73.4%と最も多く、次いで「個人による」が23.9%となっている。

業種別でも、同じ傾向がみられる。

図表32 <高年齢者の仕事の内容の変化>

(%)

	変わる	変わらない	個人による
全 国	6.1	67.2	26.7
宮 崎 県 計	2.7	73.4	23.9
1～9人	3.6	78.3	18.1
10～29人	3.3	76.0	20.7
30～99人	1.3	65.3	33.3
100～300人	-	66.7	33.3
製 造 業 計	-	76.1	23.9
非 製 造 業 計	3.8	72.2	23.9

④1日の所定労働時間の変化

高年齢者の1日の所定労働時間は、60歳前と比べ、「変わらない」が76.5%と最も多く、次いで「個人による」が16.7%となっている。

業種別でも、同じ傾向がみられる。

図表33 <高年齢者の1日の所定労働時間の変化>

(%)

	少なくなる	変わらない	個人による
全 国	9.1	70.7	20.2
宮 崎 県 計	6.9	76.5	16.7
1～9人	13.8	74.7	11.5
10～29人	10.0	77.1	12.9
30～99人	3.9	76.6	19.5
100～300人	-	66.7	33.3
製 造 業 計	4.4	78.9	16.7
非 製 造 業 計	7.9	75.5	16.7

高年齢者の1日の所定労働時間数は、「7時間以上8時間未満」が35.0%と最も多く、次いで「6時間以上7時間未満」と「5時間未満」が25.0%となっている。

規模別では、「7時間以上8時間未満」は、「30～99人」の事業所で66.7%、「10～29人」の事業所で50%、業種別でも、製造業が50%となっている。

図表34 <高年齢者の1日の所定労働時間数>

(%)

	5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満	8時間以上 9時間未満	9時間以上
全 国	13.5	18.8	26.0	27.3	13.6	0.8
宮 崎 県 計	25.0	5.0	25.0	35.0	10.0	-
1～9人	27.3	9.1	27.3	18.2	18.2	-
10～29人	16.7	-	33.3	50.0	-	-
30～99人	33.3	-	-	66.7	-	-
100～300人	-	-	-	-	-	-
製 造 業 計	25.0	-	25.0	50.0	-	-
非 製 造 業 計	25.0	6.3	25.0	31.3	12.5	-

⑤週の所定労働日数の変化

高年齢者の週の所定労働日数は、60歳前と比べ、「変わらない」が71.5%と最も多く、次いで「個人による」が18.9%となっている。

規模別、業種別とも同じ傾向がみられる。

図表35 <高年齢者の週の所定労働日数の変化>

(%)

	少なくなる	変わらない	個人による
全 国	10.7	69.0	20.4
宮 崎 県 計	9.6	71.5	18.9
1～9人	17.9	66.7	15.5
10～29人	8.9	74.8	16.3
30～99人	3.9	72.7	23.4
100～300人	-	66.7	33.3
製 造 業 計	8.9	71.1	20.0
非 製 造 業 計	9.9	71.7	18.4

高年齢者の週の所定労働日数は、「5日」が51.7%と最も多く、次いで「4日」が31.0%となっている。

業種別では、製造業は「5日」が75%で最も多く、非製造業は、「5日」が42.9%、「4日」が38.1%となっている。

図表36 <高年齢者の週の所定労働日数>

(%)

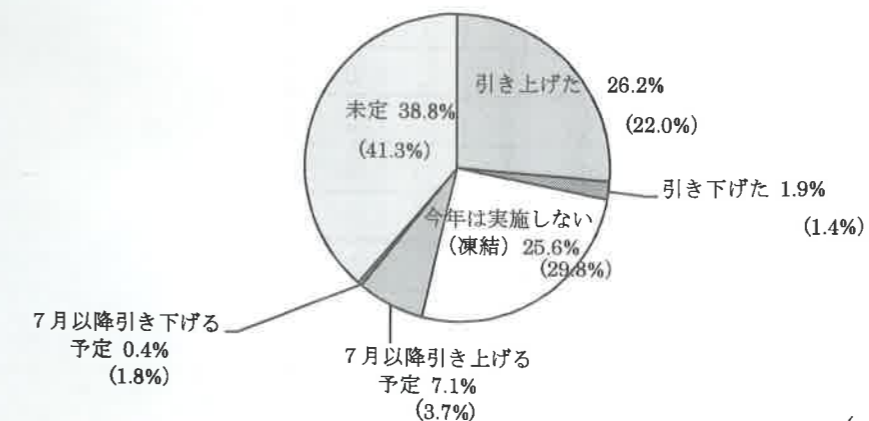
	1日	2日	3日	4日	5日	6日
全 国	1.5	3.3	18.4	29.6	44.9	2.3
宮 崎 県 計	-	6.9	6.9	31.0	51.7	3.4
1～9人	-	6.7	13.3	40.0	40.0	-
10～29人	-	-	-	27.3	63.6	9.1
30～99人	-	33.3	-	-	66.7	-
100～300人	-	-	-	-	-	-
製 造 業 計	-	-	12.5	12.5	75.0	-
非 製 造 業 計	-	9.5	4.8	38.1	42.9	4.8

8 賃金改定について

(1) 賃金改定の実施状況

平成25年1月1日から7月1日までの間に実施した賃金改定の状況は、「引き上げた」が26.2% (昨年22.0%)、「今年は実施しない(凍結)」が25.6% (前年29.8%)、「未定」が38.8% (昨年41.3%)となっている。

図表37 <賃金改定実施状況>



() 内は前年度

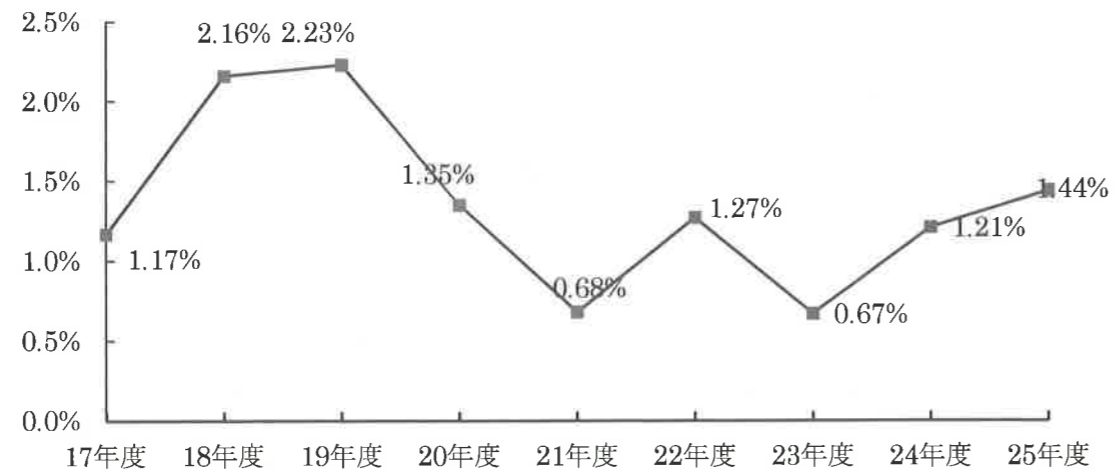
(2) 平均昇給額・昇給率

回答のあった169事業所の平均昇給額は、賃上げ額では単純平均で3,167円(昨年2,719円)、昇給率1.44%(昨年1.21%)となっている。

業種別では「製造業」が2,412円の昇給率1.19%(昨年2,248円の1.08%)、「非製造業」が3,476円の昇給率1.54%(昨年2,935円の1.27%)となっている。

<<参 考>>

図表38 <年度別の平均昇給額・昇給率>



平成25年度

中小企業労働事情実態調査票

	平均昇給額 (円)	平均昇給率 (%)
全 国	3,949	1.63
平成17年度	3,074	1.17
平成18年度	4,826	2.16
平成19年度	4,977	2.23
平成20年度	2,983	1.35
平成21年度	1,545	0.68
平成22年度	2,752	1.27
平成23年度	1,490	0.67
平成24年度	2,719	1.21
平成25年度	3,167	1.44
1～9人	2,537	1.17
10～29人	2,694	1.25
30～99人	4,478	1.97
100～300人	4,707	2.14
製造業	2,412	1.19
非製造業	3,476	1.54

4 5 [] [] [] [] []

(左欄は記入しないで下さい。)



平成25年度中小企業労働事情実態調査ご協力のお願

中小企業団体中央会では、中小企業における労働事情を的確に把握し、適正な労働対策を樹立することを目的に、本年度も全国一斉に標記調査を実施することとなりました。

つきましては、ご繁忙の折誠に恐縮ですが、趣旨をご理解いただき、調査にご協力下さいますようよろしくお願い申し上げます。

平成25年度中小企業労働事情実態調査票

調査時点：平成25年7月1日 調査締切：平成25年7月10日

記入についてのお願い

- ◇秘密の厳守 調査票にご記入下さいました事項については、企業と個人の情報の秘密を厳守し、統計以外の目的に用いることはいたしませんので、ありのままをご記入下さい。また、記入担当者名などの個人情報につきましては、本調査に係る問い合わせ以外には使用いたしません。
- ◇ご記入方法 質問ごとの指示により該当する項目の番号に○をつけるか、該当欄に数字等をご記入下さい。なお、特に断りのない限り**7月1日現在**でご記入下さい。
- ◇お問い合わせ先 調査票のご記入に当たっての不明な点など、調査に関しますお問い合わせ先は、下記までお願いいたします。調査票は**7月10日まで**にご返送下さい。

宮崎県中小企業団体中央会 総務情報課
 〒880-0013 宮崎市松橋2丁目4番31号 宮崎県中小企業会館3階
 電話 0985-24-4278 FAX 0985-27-3672

貴事業所の概要についてお答え下さい。(太枠内に該当する事項をご記入下さい)

貴事業所の名称	記入担当者名
所在地 (〒 -)	電話番号 - -
	FAX番号 - -

業種 (最も売上高の多い事業の業種の番号を以下の1.~19.の中から**1つだけ右の太枠内**にご記入下さい) ⇨

1. 食料品、飲料・たばこ・飼料製造業 2. 繊維工業 3. 木材・木製品、家具・装備品製造業 4. 印刷・関連業 5. 窯業・土石製品製造業 6. 化学工業、石油・石炭製品、ゴム製品製造業 7. 鉄鋼業、非鉄金属、金属製品製造業 8. 生産用・業務用・電気・情報通信・輸送用機械器具製造業 9. パルプ・紙・紙加工品、プラスチック製品、なめし革・同製品・毛皮、その他の製造業 10. 情報通信業 [通信業、放送業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業]	11. 運輸業 12. 総合工事業 13. 職別工事業 (設備工事業を除く) 14. 設備工事業 15. 卸売業 16. 小売業 17. 対事業所サービス業 [物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、廃棄物処理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業等] 18. 对个人サービス業 19. その他 (具体的に：)
---	---

設問1) 従業員数についてお答え下さい。

①平成25年7月1日現在の形態別の従業員数(役員を除く)を男女別に太枠内にご記入下さい。また、従業員のうち常用労働者数をご記入下さい。

	正社員	パートタイマー	派遣	嘱託・契約社員	その他	合計	(うち常用労働者)	常用労働者数
男性	人	人	人	人	人	人	⇒	男性 人
女性	人	人	人	人	人	人		女性 人

注) (1)「パートタイマー」とは、1日の所定労働時間が貴事業所の一般労働者より短い者、または1日の所定労働時間は同じでも1週の所定労働日数が少ない者です。
 (2)「常用労働者」とは、貴事業所が直雇用する従業員のうち、次のいずれかに該当する者です。なお、パートタイマーであっても、下記の①②に該当する場合は常用労働者に含まれます。
 ①期間を決めずに雇われている者、または1ヵ月を超える期間を決めて雇われている者
 ②日々または1ヵ月以内の期限を限って雇われている者のうち、5月、6月にそれぞれ18日以上雇われた者
 ③事業主の家族で、貴事業所にて働いている者のうち、常時勤務して毎月給与が支払われている者
 (3)「その他」にはアルバイト等、他の項目に当てはまらない形態の人数を記入して下さい。

設問2) 労働組合の有無についてお答え下さい。(1つだけに○)

1. ある 2. ない

設問3) 経営についてお答え下さい。

①現在の経営状況は1年前と比べていかがですか。(1つだけに○)

1. 良い 2. 変わらない 3. 悪い

②現在行っている主要な事業について、今後どのようにしていくお考えですか。(1つだけに○)

1. 強化拡大 2. 現状維持 3. 縮小 4. 廃止 5. その他()

③現在、経営上どのようなことが障害となっていますか。(3つ以内に○)

- | | | |
|---------------------|---------------|------------------|
| 1. 労働力不足(量の不足) | 2. 人材不足(質の不足) | 3. 労働力の過剰 |
| 4. 人件費の増大 | 5. 販売不振・受注の減少 | 6. 製品開発力・販売力の不足 |
| 7. 同業他社との競争激化 | 8. 原材料・仕入品の高騰 | 9. 製品価格(販売価格)の下落 |
| 10. 納期・単価等の取引条件の厳しさ | 11. 金融・資金繰り難 | 12. 環境規制の強化 |

④経営上の強みはどのようなところにありますか。(3つ以内に○)

- | | | |
|-------------------|--------------------|------------------|
| 1. 製品・サービスの独自性 | 2. 技術力・製品開発力 | 3. 生産技術・生産管理能力 |
| 4. 営業力・マーケティング力 | 5. 製品・サービスの企画力・提案力 | 6. 製品の品質・精度の高さ |
| 7. 顧客への納品・サービスの速さ | 8. 企業・製品のブランド力 | 9. 財務体質の強さ・資金調達力 |
| 10. 優秀な仕入先・外注先 | 11. 商品・サービスの質の高さ | 12. 組織の機動力・柔軟性 |

設問4) 従業員の労働時間についてお答え下さい。

①従業員(パートタイマーなど短時間労働者を除く)の週所定労働時間は何時間ですか(残業時間、休憩時間は除く)。職種や部門によって異なる場合は、最も多くの従業員に適用されている時間をお答え下さい。(1つだけに○)

1. 38時間以下 2. 38時間超40時間未満 3. 40時間 4. 40時間超44時間以下

[注] (1) 現在、労働基準法で40時間超44時間以下が認められているのは、10人未満の商業・サービス業等の特例事業所のみです。
(2) 「所定労働時間」とは、就業規則等に定められた始業時刻から終業時刻までの時間から休憩時間を差し引いた時間です。

②平成24年の従業員1人当たりの月平均残業時間(時間外労働・休日労働)をご記入下さい。(小数点以下四捨五入)

従業員1人当たり 月平均残業時間 1. [] 時間 2. なし

③現在の労働基準法では、時間外労働が月45時間を超える部分は、割増賃金率を法定の25%を超える率で定める努力が義務づけられ、また月60時間を超える部分は割増賃金率を50%以上(中小企業は当分の間適用猶予)とすることとされています。貴事業所では、時間外労働(残業・休日労働)が次の時間を超える人がいる月はどの程度ありますか。(1つだけに○)

45時間を超える人がいる月	1. ほぼ毎月	2. 3ヵ月に1回程度
	3. ごくまれにある	4. 全くない
60時間を超える人がいる月	1. ほぼ毎月	2. 3ヵ月に1回程度
	3. ごくまれにある	4. 全くない

④貴事業所では時間外労働(残業・休日労働)削減に取り組んでいますか。(1つだけに○)

1. 積極的に取り組んでいる 2. ある程度取り組んでいる
3. 取り組みはしていない 4. 時間外労働はない

* 1. 2. に○をした事業所は④-1の質問にお答えください。

④-1 貴事業所で取り組まれている時間外労働(残業・休日労働)削減策について、当てはまるものをお答え下さい。(該当するものすべてに○)

- | | | |
|----------------------|--------------------|----------------|
| 1. 仕事のやり方の工夫・改善 | 2. 管理職による残業時間管理の徹底 | 3. 帰りやすい雰囲気づくり |
| 4. 従業員との時間外労働削減の話し合い | 5. 残業・休日労働の上限の設定 | 6. ノー残業デーの実施 |
| 7. 放送や巡回による定時退社の呼びかけ | 8. 一定時間での一斉消灯の実施 | 9. その他() |

設問5) 従業員の有給休暇についてお答え下さい。

①平成24年の従業員1人当たりの年次有給休暇の平均付与日数・取得日数をご記入下さい。(付与日数は前年からの繰越分を除く。小数点以下四捨五入)

従業員1人当たり 平均付与日数 [] 日 従業員1人当たり 平均取得日数 [] 日

設問6) 新規学卒者の採用についてお答え下さい。

①平成25年3月新規学卒者についてご記入下さい。

学卒	採用を予定していた人数	実際に採用した人数	1人当たり平均初任給額(平成25年6月支給額)	学卒	採用を予定していた人数	実際に採用した人数	1人当たり平均初任給額(平成25年6月支給額)		
高校卒	技術系	人	人	[] 円	短大卒(含高専)	技術系	人	人	[] 円
	事務系	人	人	[] 円		事務系	人	人	[] 円
専門学校卒	技術系	人	人	[] 円	大学卒	技術系	人	人	[] 円
	事務系	人	人	[] 円		事務系	人	人	[] 円

[注] (1) 平成24年6月の1ヵ月間に支給した1人当たり平均初任給額は通勤手当を除いた所定内賃金総額(税込額)をご記入下さい。
(2) 専門学校卒は、高校卒業を入学の資格とした専修学校専門課程(2年制以上)を卒業した者を対象として下さい。
(3) 技術系として採用した者以外はすべて事務系にご記入下さい。

②平成26年3月の新規学卒者の採用計画はありますか。(1つだけに○)

1. ある 2. ない 3. 未定

* 1. に○をした事業所は②-1の質問にお答え下さい。

②-1 学卒ごとの採用予定人数をご記入下さい。

1. 高校卒 [] 人 2. 専門学校卒 [] 人 3. 短大卒(含高専) [] 人 4. 大学卒 [] 人

設問7) 高齢者の雇用についてお答え下さい。

①60歳以上の高齢者を雇用していますか。(1つだけに○)

1. 雇用している 2. 雇用していない

* 1. に○をした事業所は①-1~①-2の質問にお答え下さい。

①-1 高齢者雇用人数について [] 人

①-2 高齢者の採用の経緯についてお答え下さい。(該当するものに全て○)

1. 自社従業員を継続雇用した 2. 取引先企業からの紹介 3. 親会社等グループ会社からの紹介
4. ハローワークを通じて採用した 5. その他()

* 1. に○をした事業所は①-2-1についてお答えください。

①-2-1 高齢者の労働条件は、60歳前と比べてどのようにになりましたか(それぞれ1~3の中で1つだけに○)。

賃金			役職			仕事の内容			1日の所定労働時間			週の所定労働日数		
一律に下がる	変わらない	個人による	変わる	変わらない	個人による	変わる	変わらない	個人による	少なくなる	変わらない	個人による	少なくなる	変わらない	個人による
1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3
[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]

* 賃金が一律に下がる事業所は下記の(a)へ

(a) 高齢者の賃金(基本給)は、労働時間・日数が変わらない場合、60歳前と比べてどのくらい減少しますか。減少率をご記入下さい。

[] %

* 1日の所定労働時間が少なくなる事業所は下記の(b)へ

(b) 高齢者の1日の所定労働時間をご記入下さい。

[] 時間 [] 分

* 週の所定労働日数が少なくなる事業所は下記の(c)へ

(c) 高齢者の週の所定労働日数をご記入下さい。

[] 日

設問8) 賃金改定についてお答え下さい。

①平成25年1月1日から7月1日までの間にどのような賃金改定を実施しましたか。(1つだけに○)

- | | | |
|--------------|--------------|-----------------|
| 1. 上げた | 2. 下げた | 3. 今年は実施しない(凍結) |
| 4. 7月以降上げる予定 | 5. 7月以降下げる予定 | 6. 未定 |

※1. ~3. に○をした事業所は下記の①-1へ

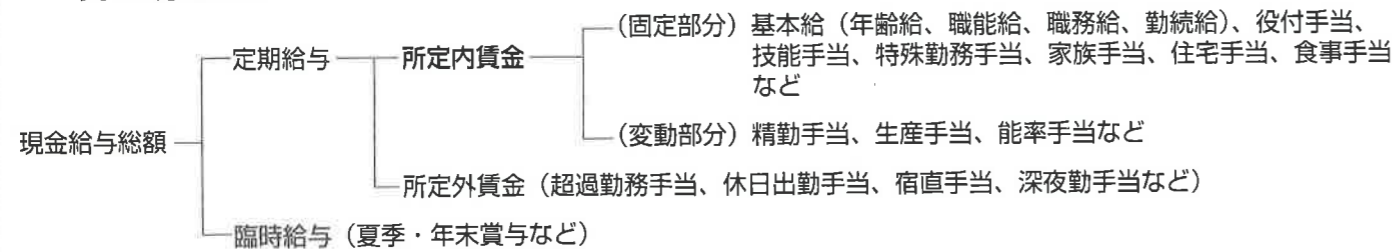


①-1 賃金改定(引き上げ・引き下げ・凍結)を実施した対象者の総数と従業員1人当たり平均の改定前・改定後所定内賃金(通勤手当を除く)及び平均引上げ・引下げ額をご記入下さい。ご記入の際は下記の〔注〕をご参考下さい。なお、プラス・マイナスの記号は不要です。

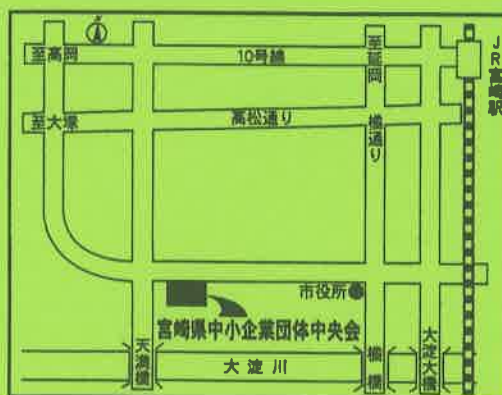
対象者総数	従業員1人当たり(月額)		
	改定前の平均所定内賃金(A)	改定後の平均所定内賃金(B)	平均引上げ・引下げ額(C)
人	円	円	円

- 〔注〕(1) 「改定前の平均所定内賃金(A)」「改定後の平均所定内賃金(B)」「平均引上げ・引下げ額(C)」の関係は次のとおりです。
- ・「1. 上げた」事業所は、「平均引上げ・引下げ額(C)」はプラス額になります。
 - ・「2. 下げた」事業所は、「平均引上げ・引下げ額(C)」はマイナス額になります。
 - ・「3. 今年は実施しない(凍結)」事業所は、(B)-(A)が同額になりますので、「平均引上げ・引下げ額(C)」は「0」になります。
- (2) 対象者総数は、賃金改定対象者で、賃金の改定前、改定後とも在職している者です(1ページ目の設問1の「従業員数」とは必ずしも一致しなくても結構です)。
- (3) パートタイマー、アルバイト、役員、家族、嘱託、病欠者、退職者などは除いて下さい。
- (4) 「所定内賃金」については、下表を参考にして下さい。

賃金分類表



◎お忙しいところご協力ありがとうございました。記入もれがないかもう一度お確かめのうえ、7月10日までにご返送下さい。



宮崎県中小企業団体中央会

〒880-0013

宮崎市松橋2丁目4番31号 宮崎県中小企業会館3F

TEL (0985) 24-4278(代)

FAX (0985) 27-3672

<http://www.hinuka.or.jp>